

長崎市条例第4号

地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了するまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。